

（第 一 問）

1 甲社は上記請求が要件を満たしている、という主張

② 本件について、Dは甲社の発行済株式の20%にあたる200株を保有する株主であり(①充足)、営業時間内にAと面会し、請求している(②充足)。また、会計帳簿とは、会計計算規則59条に基づき、計算書類等、財産明細表を作成の根拠となる資料である(③充足)。

②、ある程度親明^確であるならば正なり。17日仕入たからAベリヤートと
気取ったという証はあらず。Aの親類縁者との預金口座関係の有無を
検討するにためと推定より、これ正なり(④肯定) → 今更には
~~→ 否定~~

2 法433条2項 1号の要件^が~~を~~満たさないに該当するといふ点

そのように解する理由は？ (要旨カ)

[illegible]

株式取得訴訟は、
取締役の職務執行に
損害が生じたことを
報告し、損害賠償を
請求するものである。

濫用にあたる場合を解する。 (事例提示)

(2) 事件について、Dは上述の通りAの取締役としての責任を
免れるため、Dは株主代表訴訟(法433条1項)を提起する
が、~~この提起は~~この目的を以てしているため、形式的には株主
と同一の利益の擁護を目的としており、~~も、~~も、Dは甲社の経
営に妨害が及ぶのをAに促しており、また、この訴訟への自
己身への他の株主がAの取締役の責任を免れようとする意図を
めらうたり、Aに自己の株主を退去せよと示している。~~これは~~
またAに自己の株主の取得を促さうとするためのいざおとし
のようないざおとし行為と認められ、このよういざおとし行為は権利濫用
に該当する。

(3) したがって、2の主張は認められる。

3 法433条2項3号に該当する主張。

(1) 法433条2項3号の「実質的競業関係」とは、事業内容、顧客
仕入れ先の競合、出資比率等を総合的に考慮し判断する。

(2) ~~また~~ 事件について、甲社はハンバーガーショップであり
乙社は、Dの子が経営し、Dが全株主を保有する乙社はハ
ンバーショップであるため、~~競業関係が認められ~~競業関係が認められ、乙社の利益
は人株主であるDの利益と同視することになり、~~また~~
乙社の代表取締役はDの子であることからDは乙社の経営
について関与することになるため、競業関係に
該当すると認められる。

また、甲社は関東地方で、乙社は近畿地方で営業に
関与している。

乙社の利益は？
乙社の利益は？
乙社の利益は？
乙社の利益は？

第
問

第

問

おり、原告、佐々木氏の主張は認められ、また、甲社は佐々木氏とある程度予定があった。そして、Dは乙社の社長に全社に全社関係して動かしたことが、潜在的な関係の可能性は否定できないものの、軽微なものであると認められる。

(3) したがって、3の主張は認められる。

4 よって、甲社の2の主張が反論として認められる。

(設問3)

本件請求の効力と認められ、平成29年7月3日に開催された本件請求に関する決議が、決議の内容が定款に違反すると主張して、取消しの訴え(法83(条1項2号))を提起することが考えられるが、この訴えは認められるか。

(1) 甲社は非公開会社であり、もはや株主であることから平成29年7月3日より3ヶ月以内の訴えであればCに原告資格は認められる(法83(条1項1号))。

(2) 次に、本件決議に決議の内容の定款違反が認められるか。

ア 法174条は、株主が、議決権行使権を行使し相違し他の一般株主により取得した市に對し、当該株式を会社に売り渡すことを請求することができる旨を規定している。この趣旨は、非公開会社においては、会社の経営の株式の取得者に對し、会社にとって不利な者、あるいは利益を享受する機会を保障することにある。また、したがって、会社にとって不利な者、具体的には株主総

★元々株主であった者については、このようなおそれはない

問

会社業務の移転、合併、会社との混同において、目的を有する者や、会社毎に利益を生じせると認められる者でない場合については、法令で定められた^{上場}株式の規定を定め、定款の効力は及ばないと解する。

四イ 本件についてあると、BはAが取締役として任じられ、代表取締役を務めることとA、B、Cの間で合意されていた。^{エ12、AとB}
は甲社の総株主であるにもかかわらず、Bは総株主の同意で代表取締役者であったことが認められていた。また、Bは元々甲社の株主であり、新規に甲社の株主となることもできなかった。エ12 B自身は上述の3つを合意として、決断し、有であることが認められるような事情もなかった。

う したがって、本件請求は定款の効力が及ばないから、
かわらず、請求がなされているため、決議の内容が定款に
違反することになる。

(3) 非、本件訴訟は、174条の趣旨に反するとして、救済の事案が
重大であると認められるとして、裁量棄却の余地はない。(2項)

(A) よって、 B の~~素~~^元は認められる。

我。Cが議決にか^わら^ずにE理由に着しく不正な決議がなされたとし、取消しの訴えを提起することも認められる。

〔設問2〕

(1)について

Cは本件決議1、2につき、決議の方法に法令違反があることを主張するが、この主張は認められない。

1 Cは、甲社株式を250株保有する株主であるが、^{生ずる。それ、}本件決議1、2は平成27年3月25日になされたものであり、Cは平成27年4月15日に本訴を提起しているため、決議の日から30日以内の訴え提起が認められる。したがって、原告適格を消滅する。

2 以下、各決議に決議方法の法令違反が認められるか検討する。
ア 決議1について。

Dは決議1についての議決権行使について、本件契約を締結しAに賛成しているが、本件契約とは利益供与（法120条1項）に当たらない。

(3) 利益供与の要件は ^{法120} ①何人か ②株主の権利行使に関し ③財産上の利益の供与を有することである。それ、株主の権利行使とは、具体的には議決権の行使などのことを解する。

イ 本件についてみると、甲社は、Gに対して、Gが内銀行からD保有の株式の買取資金として800万円を借り入れる際のGの内には解する借入債務を連帯保証する契約を内銀行と締結し、Gから保証料の支払を受けていた。これは、甲社が保証料の支払を受け、同様の保証をする場合には60万円を下回るものがあるものの保証料をGに免除するものであることがGに対し、^金財産上の利益の供与をしたことが認められる。また

1 株式会社は、Cが甲社株主であるDからその所有株式全てを買収す
2 るための資金を捻出する目的に、~~付~~及びDの株式全てを買収するこ
3 とを理由に^{Dに}平成27年3月25日に開催の株主総会において、
4 Aを代理人として議決権の行使を委任すると定めた内容
5 となっていた。このことから、本件契約の内容となる議事録が
6 Dの議決権行使に関し2分株主のものであることを認められ、
7
8 ① したがって、利益供与に当てる。

9 また、DはAに対し、甲社総会において^{決議し}~~決議し~~同内容の議案を提
10 出することを命じ、これを執行するつもりであると述べていることから、裁量新
11 規(第31条2項)の余地もない。

12 したがって、決議について、取消しの訴えが認められる。

13 イ 決議2について。

14 議長であるAが、Cの提案理由の説明を中止し直ちに採決に移した
15 行為は第315条1項に反しないか。

16 (ア) 法315条1項の趣旨は、議長に議事進行権を与えること
17 株主総会を円滑に行うことであるようにするところにある。~~その趣旨~~
18 議長に恣意的な議事進行権を認める趣旨ではなく、このよ
19 うな議事進行権の行使は法315条1項の趣旨に反し、違法であると
20 解する。

21 (イ) 本件についてあると、本件決議2はAの取締役解任議案であり
22 Cが説明しようとしているのは、Aの不正取引の受取についての
23 ものである。取締役の正当性に関する情報であり、株主の資
24 料となる情報である。それにもかかわらず、Aはこれを中止している。また、本件

決議はA自身の解任決議であった。この事情から、Aは自己の地位の維持のために、議長としての議事進行権を恣意的に利用し、Bを退かせる。

(1) したがって、法315条1項に違反する。

もっとも、決議は否決決議に決議であるから、法318条は会社組織の円滑な運営の必要から、取締役の解任の効力を規定し、^{あり}、これは、決議の取消しにより新たに

法律関係が生じること前提とする規定である。したがって、法318条の「^{解任決議}決議」とは、決議によって新たに法律関係が生じるものを指すのである。

よって、本件決議は法318条1項の片断にならない。

以上より、決議について、取消しは認められない。

(2) について。

1 Gに対する主張。

Cは、Gに対し、法20条3項に基づき、保証料に相当する60万円の返還を請求するとする。甲社は前記より法120条1項に違反して、利息供与を（しており）、Gは60万円を返さない、保証料の返還を請求していることから、Cの主張は認められる。

2 Aに対する主張。

ア 60万円につき、法20条4項に基づく主張。

上記より、甲社は利息供与を（しており）、Aは甲社の代表取締役として本契約を締結していることから、Aは当該利息の供与をするに關して取締役（会社法施行規則21条）に當る。したがって、主張は認められる。

設問2]

(1) について、

~~第1決議~~ について

これは、本件決議1につき、決議の方法は法令違反があることと、
~~決議2につき決議~~

イ 300万円につき、法42条1項に基づき主張。

(4ア) 法42条1項の要件は、①仮貸 ②任意解散 ③損害の発生④
②と③の因果関係が認められること。

(イ) 本件についてみると、Aは代表者であり、上記より法42条1項に違反する
行為を行っていることから、任意解散も認められる(①②充足)。

また、本件契約による連帯保証によつて、甲社は300万円の支払いを
丙銀行にしなければならない。甲社はこれに対し300万円を返済しているが、Gは
この返済を拒否したことから、本件契約がなかった場合の財産状況に比較
して300万円の損害の発生が認められる(③充足)。よって、本件契約は
Aの任意解散の内容であることから因果関係も認められる(④充足)。

(ウ) したがって、300万円につき、Aの主張は認められる。